

東京社保協第1回常任幹事会・資料集

2019年4月25日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～14 東京民医連「手遅れ死亡事例」記者会見資料
- 15～24 中央社保協第8回運営委員会報告
- 25 介護をよくする東京の会第1回事務局会議報告
- 26～27 消費税廃止東京各界連絡会事務局報告
- 28 消費税いま上げるべきではない5.24中央集会チラシ
- 29～34 都民連第4回世話人会報告
- 35 新生存権裁判東京第3回口頭弁論告知チラシ
- 36～37 オリパラ都民連第57回運営委員会報告
- 38 国保料(税)の2019年度と2018年度の比較(暫定値)
- 39 子どもの国保料(税)の2019年度2018年度の比較(暫定値)
- 40～48 都議会予算特別委員会 和泉なおみ都議の代表総括質疑(国保関連部分)
- 49 5.22 社保協国会行動タイムテーブル



経済的事由等による手遅れ死亡事例調査
2018年1月～12月
～健康保険証を持っていても起きている手遅れ死亡～

記者会見 資料

2019年4月10日(水)
東京民主医療機関連合会(東京民医連)
問合わせ Tel 03-5978-2741
社保・平和運動部 西坂・田中・松本

Ver.2

1

調査概要

- 対象期間 : 2018年1月1日～12月31日
- 調査対象 : 全日本民主医療機関のうち東京民主医療機関加盟事業所(東京及び千葉、埼玉の一部)の病院15、診療所114等の患者、利用者で
 - ① 国保料(税)、その他保険料滞納などにより、無保険もしくは資格証明書、短期保険証発行により病状が悪化し死亡に至ったと考えられる事例
 - ② 正規保険証を保持しながらも、経済的事由により受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事例
- 調査方法 : 各事業所担当者から調査票提出

2

東京民医連での事例数の内訳等

2005年からの推移、全国推移は全日本民医連資料(別紙)にて

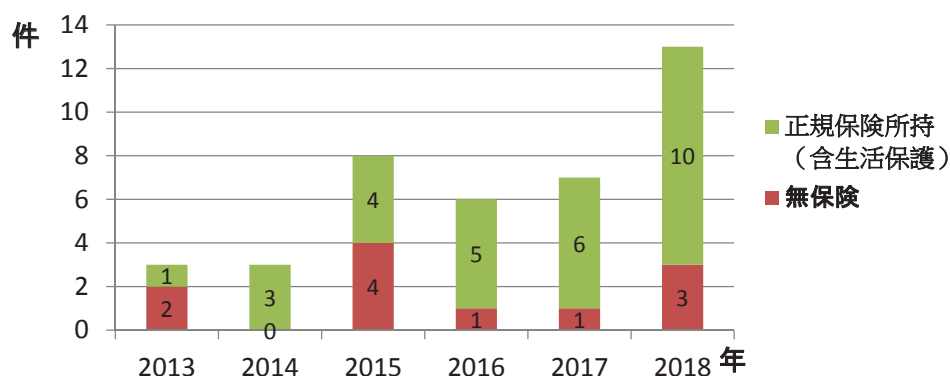
【事例の内訳】

・東京都内10 ※全日本民医連調査に1事例を加えた。

・千葉県2 ・埼玉県 1

計13事例

【事例報告の件数推移】



3

東京民医連 13事例の特徴

— 貧困、制度の限界、孤立、住居 —

健康保険証を持っていても手遅れ死亡が起こる要因

全日本民医連のまとめ

- ・医療や介護の保険料(税)、負担金の大きさ
- ・生活保護の適用の狭さ
- ・行政の関わり、制度の申請主義の限界
- ・地域での社会的な孤立
- ・複合的な要因、特に障害者を抱えた家庭等

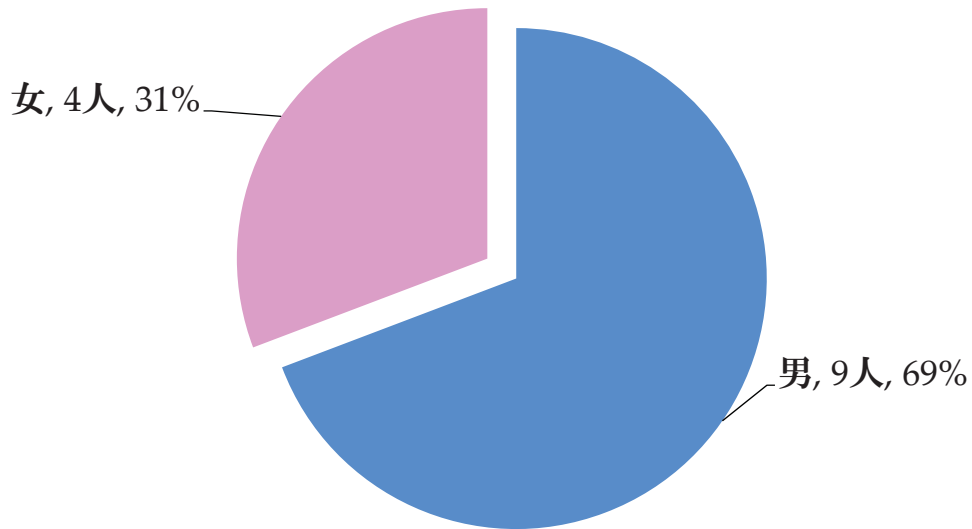
+

東京特有

- ・住居の問題 <首都圏の特有の特徴>
高家賃、高齢者等の住居の確保・転居が困難

4

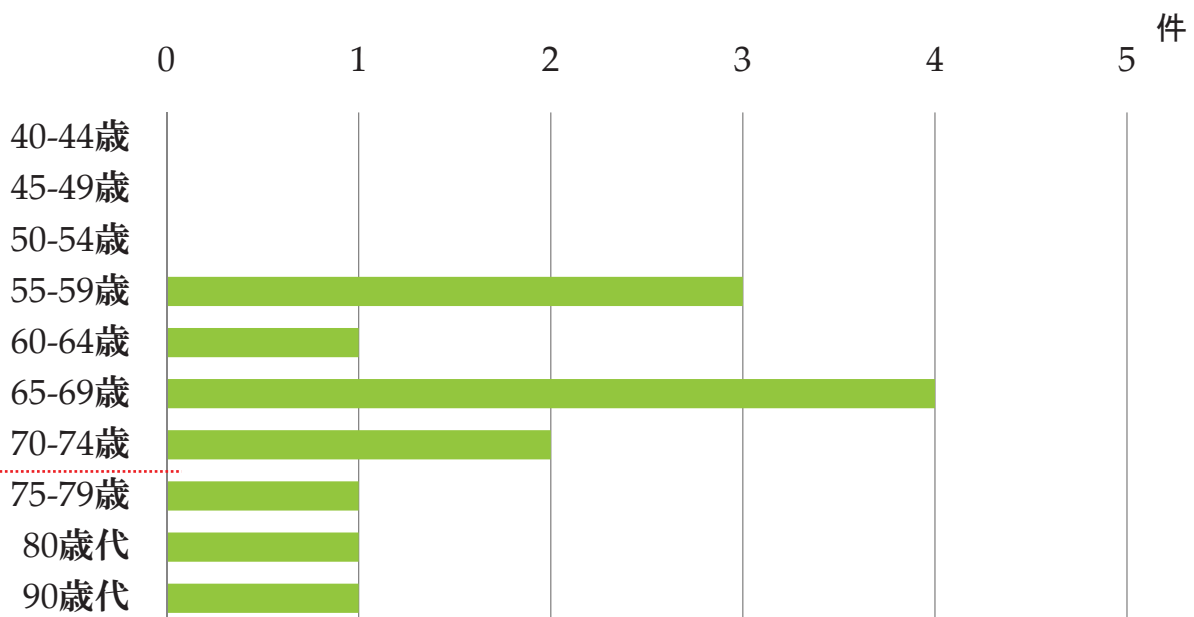
男女比(7割が男性)



5

世代

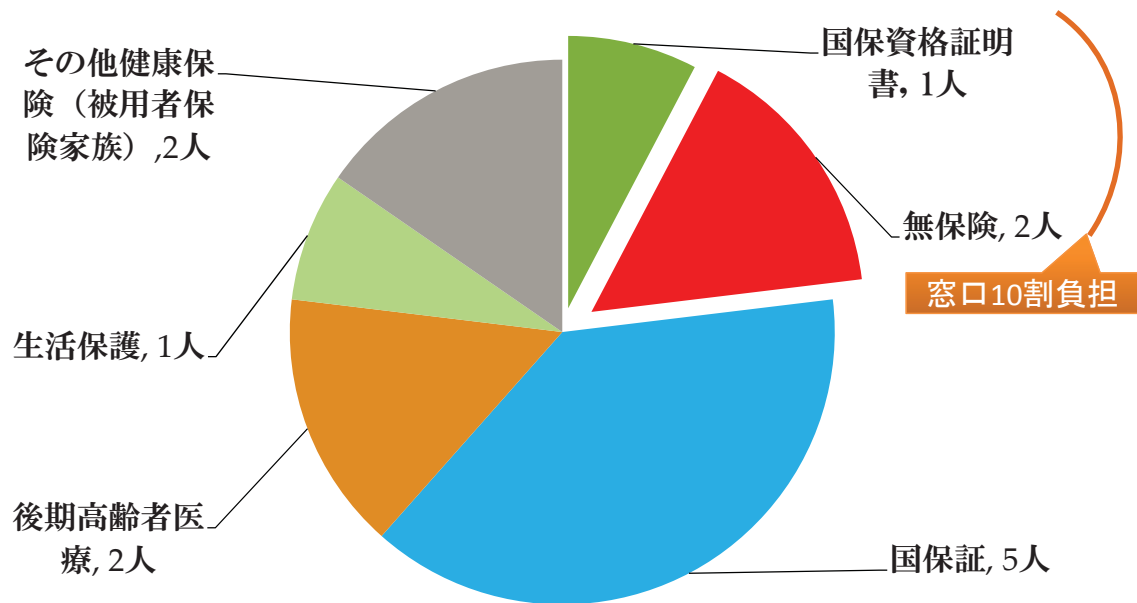
10人77%が国保・被用者保険の対象者
3人が後期高齢者医療制度の対象者



6

保険種別

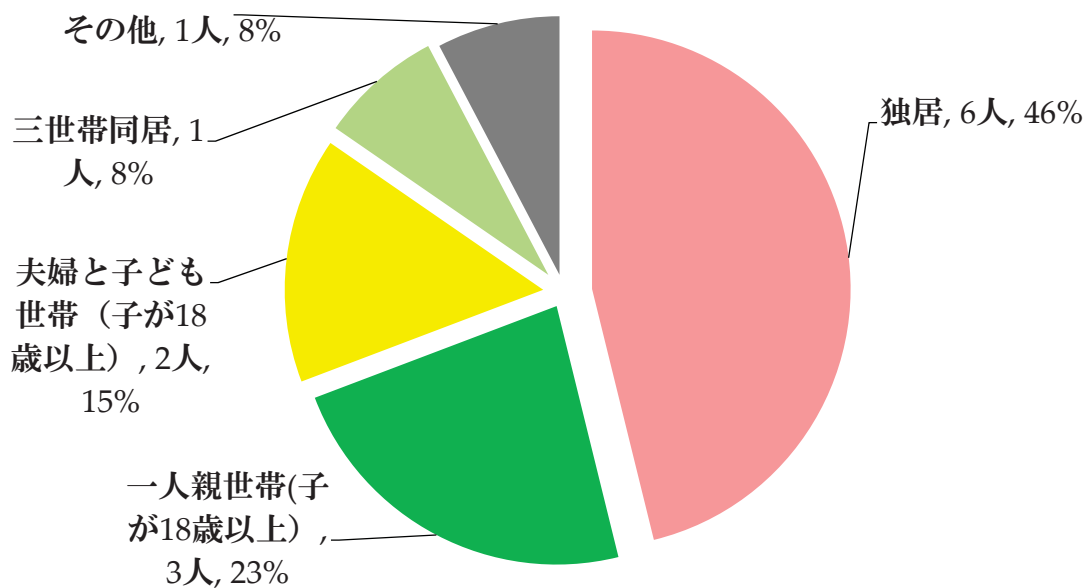
正規保険証は10人77%(生活保護含)



7

世帯構成

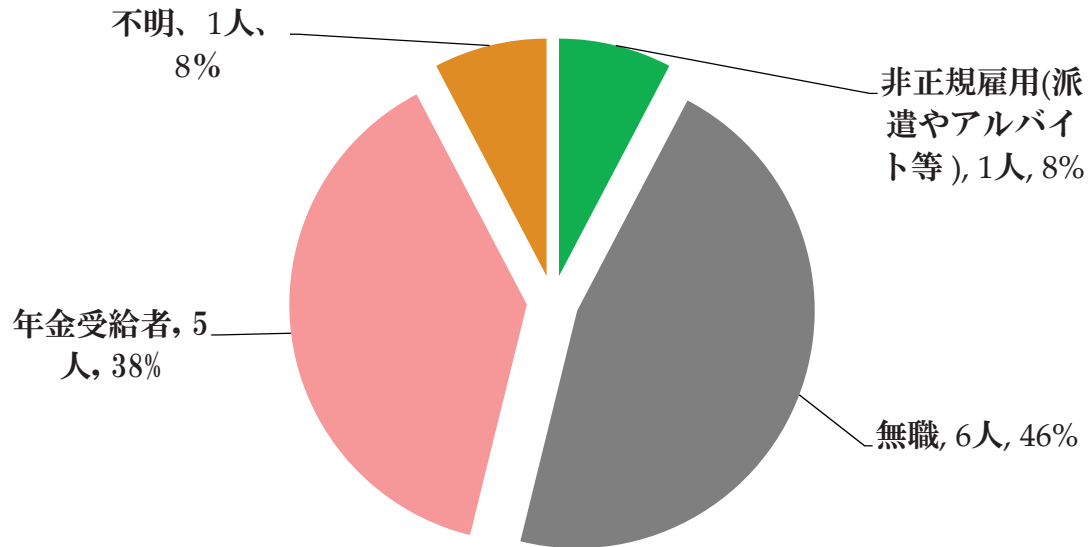
独居が6名、子どもは全ての事例で18歳以上であった。
「その他」は兄弟で生活。



8

職業

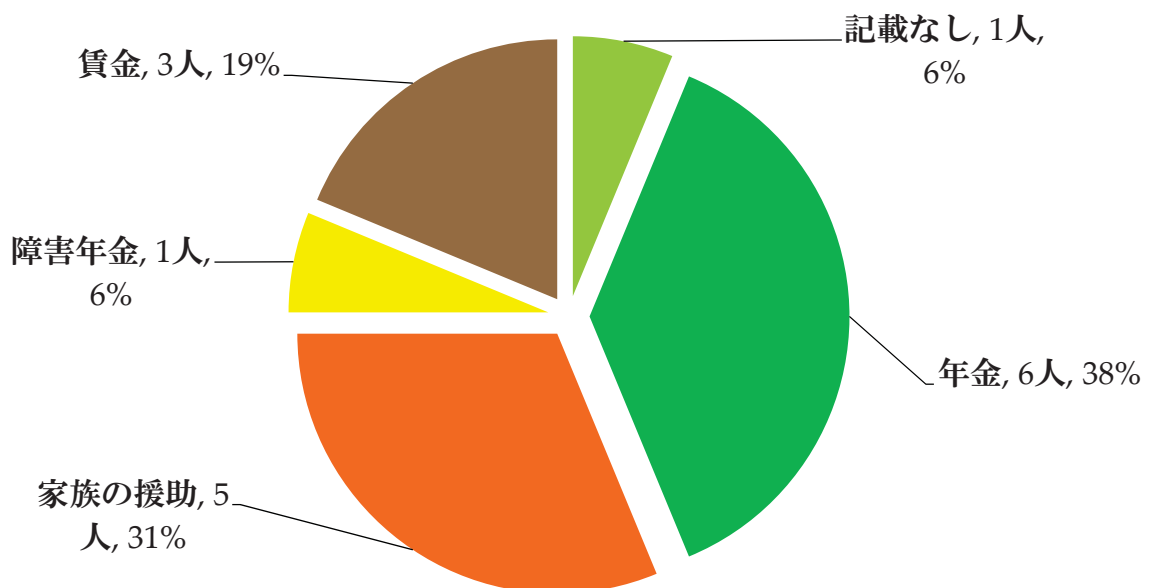
年金受給者と無職が多かった。就労をしていたのは2人。
1名は非正規労働者、1名は雇用関係が不明の方で専門職。



9

世帯の主な収入源(重複あり)

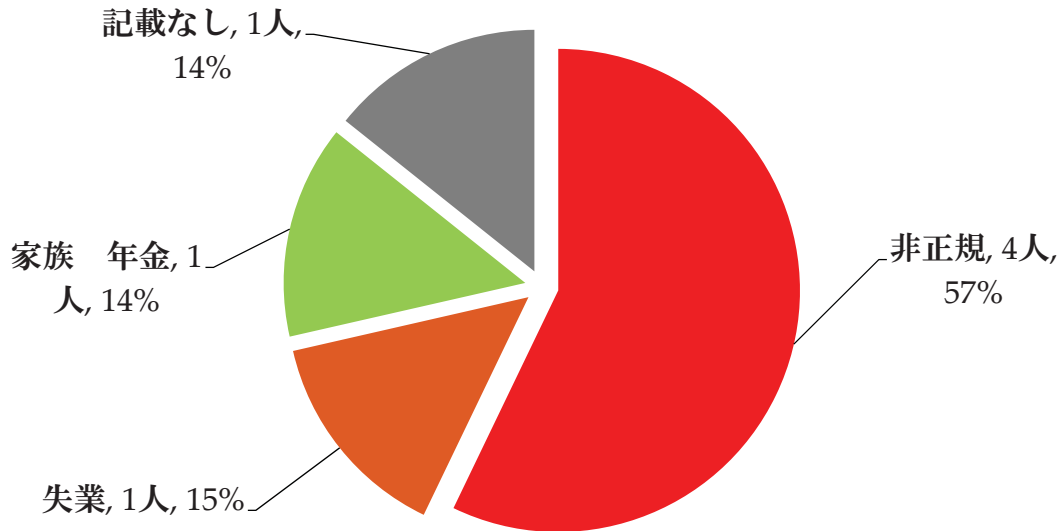
収入源は、年金と家族の援助が大半であった。



10

家族の収入源

家族が何かしらの援助をしている世帯の内訳は、
非正規雇用か年金であった。



11

世帯の主な収入源

- 本人が就労 2事例、共に独居
- 家族が就労 (4)事例 その収入のみは1事例
- 世帯の他の収入内訳
本人の年金2事例(下と重複)、家族の年金1事例
- 本人の年金 (7)事例 その収入のみは4事例
- 世帯の収入内訳
家族の年金1事例 家族の賃金2事例(上と重複)
- その他 1事例(別居中の家族の援助)
- 記載なし 1事例

無職、低収入、独居、男性 = 手遅れリスク高い

12

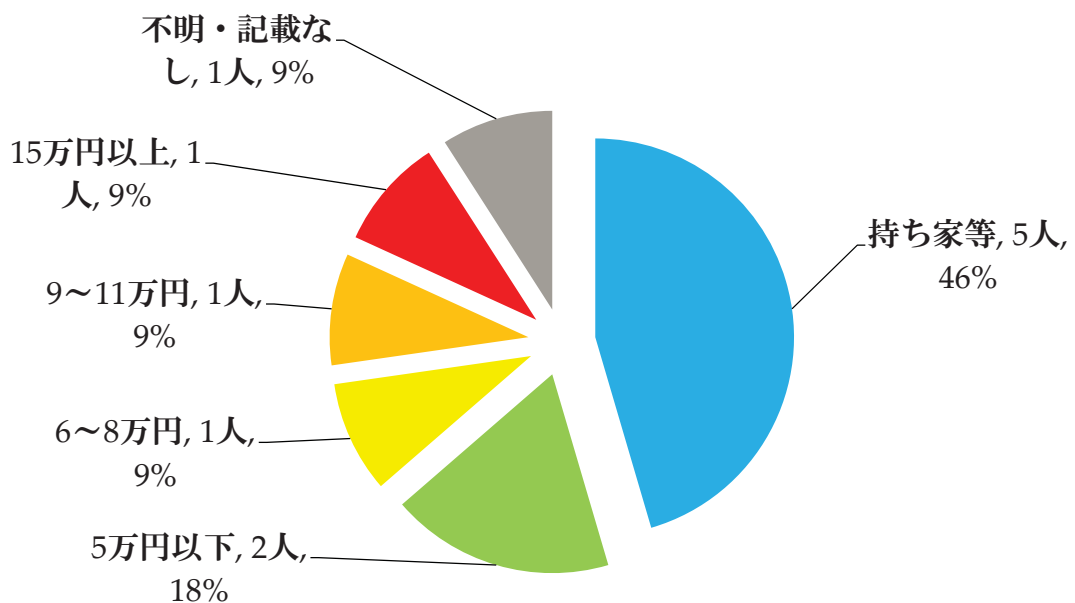
住居



13

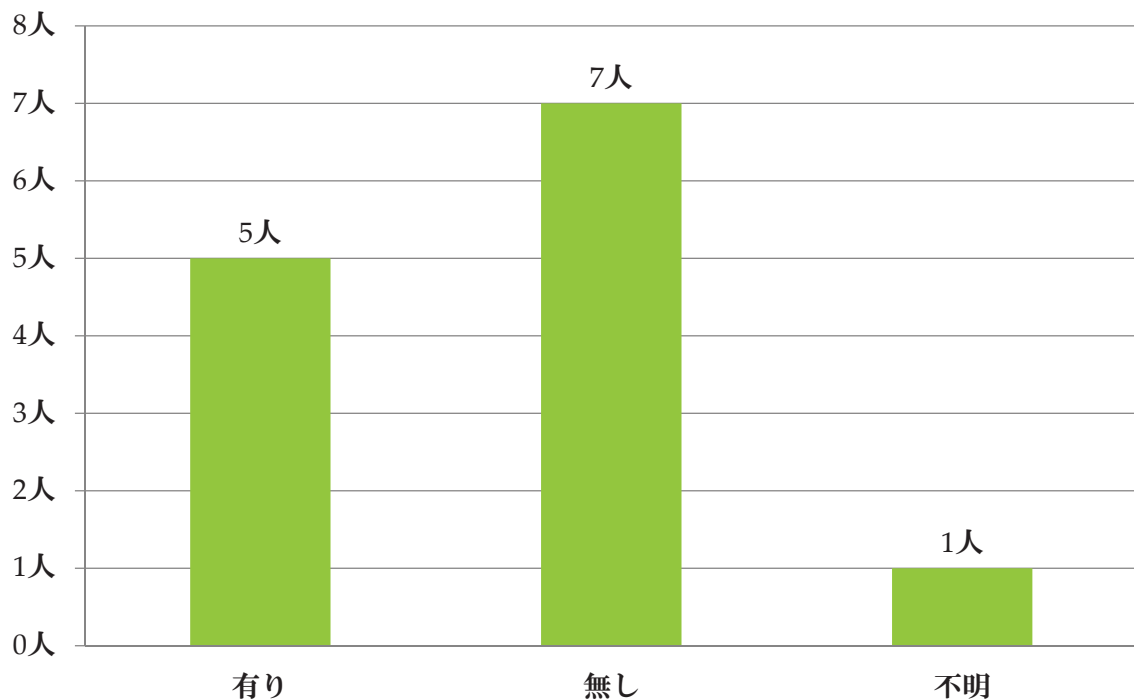
家賃

今回、収入の相当な割合を占める家賃の問題が明らかになっている。
6万円を超える家賃を支払っている世帯が3世帯あった。



14

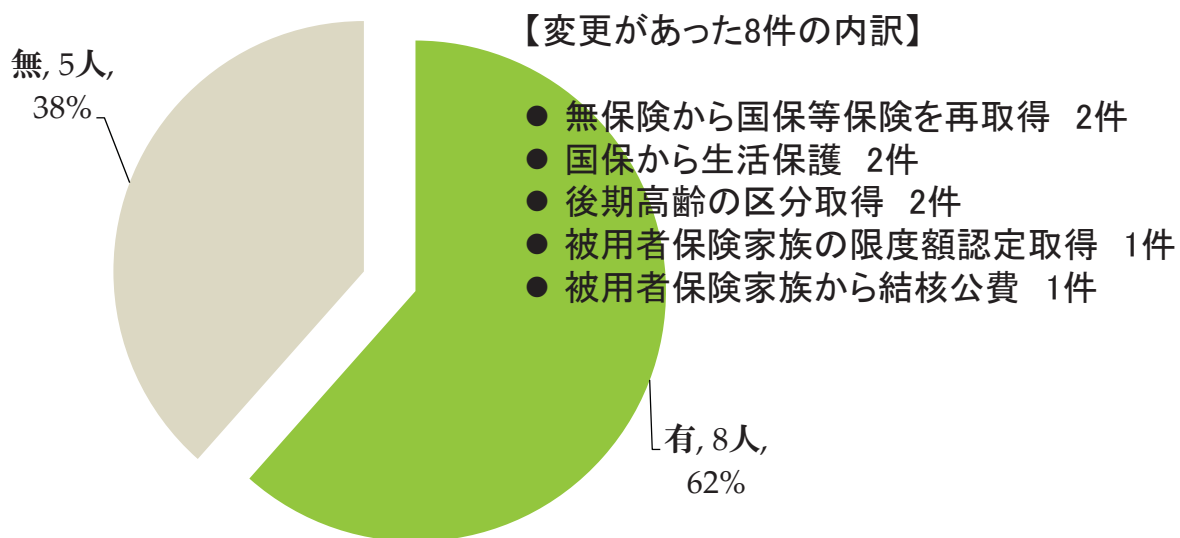
受診以前の自治体への相談経験



15

受診をきっかけにした保険変更の有無

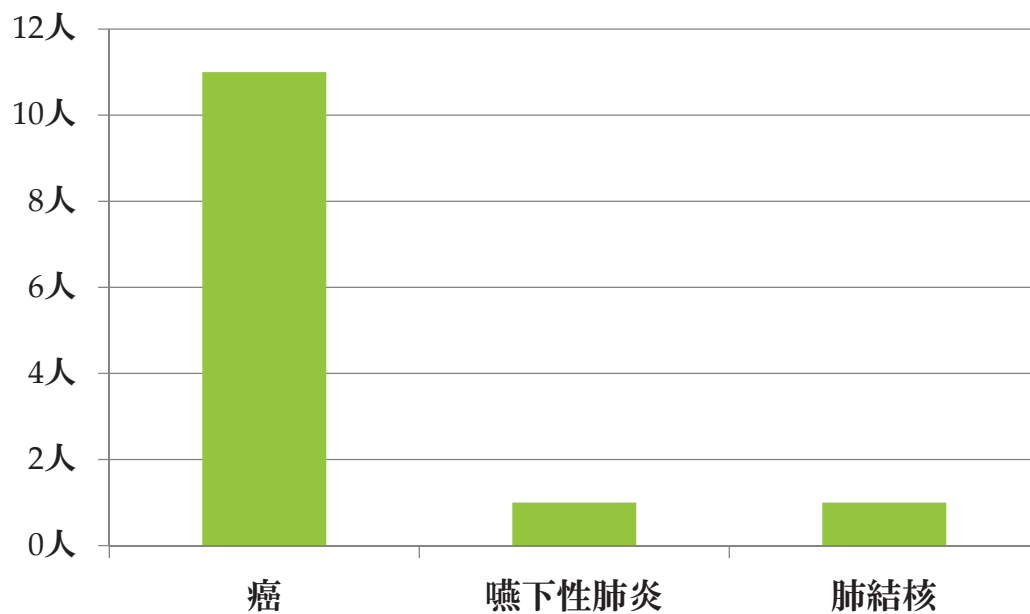
限度額認定取得も「変更があった」に含む。



早期から、対応できれば、手遅れにならなかったかも・・・

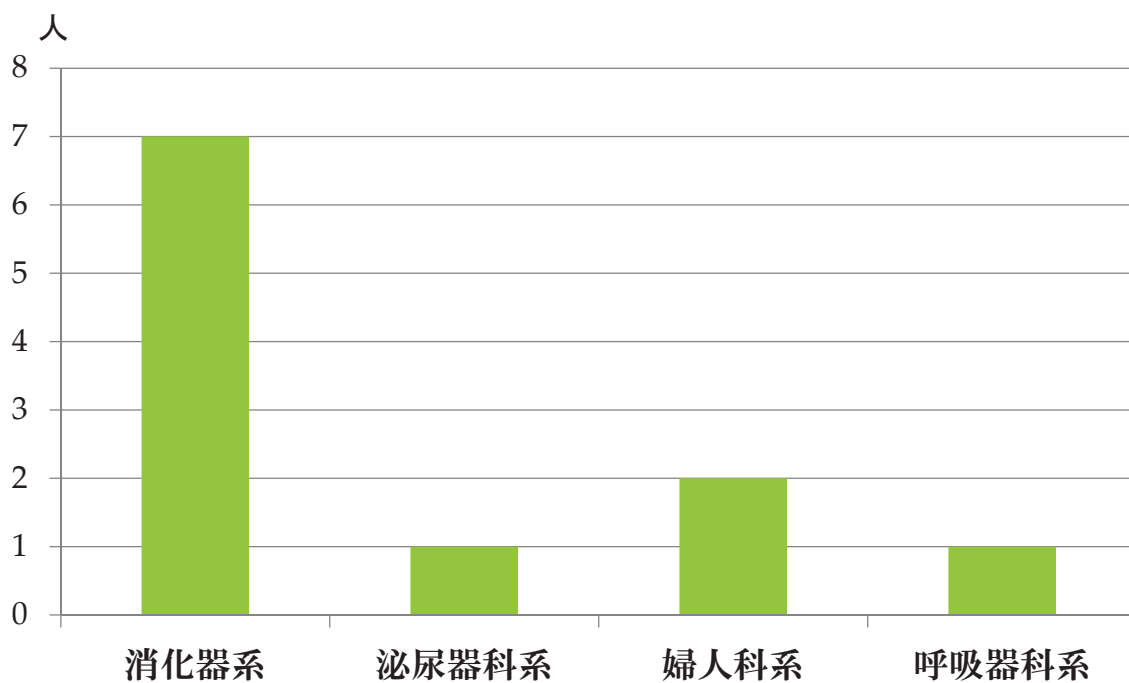
16

死亡時の主病名、癌が11名85%と多い



17

癌の種別



18

癌の内訳（人数）

下行結腸癌	1
大腸癌 脳転移	1
胃癌	1
下部食道癌	1
S状結腸癌	1
すい臓癌	2
腎臓癌	1
子宮癌	2
肺癌	1
合計	11

19

特徴的な事例 住居問題①

年金のみの生活で身寄りなく受診が遅れた90代男性（食道がん）

独居、10万円程度の年金生活。家賃の9万円は収入の75%を占める。

2018年×月、食事を摂っていない様子があり、大家さんからの連絡で地域包括支援センターが自宅を訪問。

かかりつけ医に相談し、熱中症・脱水疑いで入院が必要との判断を受けた。同月末、D病院に入院し進行性下部食道がんが見つかり、緩和治療を行うことになったが病状が進行し、3か月後に死亡。

20

特徴的な事例 住居問題②

経済的理由から受診が遅れ死亡に至った60代男性(胃がん)

60代の男性。90代の母親と二人暮らしで母親の介護を行っていた。

死亡4か月前ごろから顕著にやせてきた。母親の訪問診療の際に、医師や看護師が気づき何度も受診をすすめたが、本人は受け入れず3か月後に受診。胃カメラ等で進行胃がんが見つかった。

K医療センターの受診当日、付添いのために自宅を訪れた家族が、風呂場で死亡している本人を見つけた。

賃貸マンションで生活しており、生活が困窮しているようにはとても見えなかった。後でわかったことだが、収入は本人と母親の年金を合わせて約20万円。家賃が月15万8千円、介護費用が月4万円。一方で、貯蓄も底をつきつつあった。

21

特徴的な事例: 男性、無職、独居

生活困窮で受診できず救急に運ばれた時は末期がんの60代男性(膵臓がん)

年金は4万円。そこから分譲マンションの管理費2万円、国民保険料や携帯電話代などを支出し、他の生活費は前年に亡くなった母親の預金を切り崩し暮らしていた。

2017年秋ごろから心窩部痛が出現。本人から「もう生活できない」「限界だ」と××市に電話で生活保護の相談をしたが「生保より受診が先だ」と言われた。

本人は「お金がないのに病院に行けない。順番が逆だ。」と思い込み、生活保護申請にも受診にも至らなかった。2018年4月に痛みが増して受診し入院。膵臓がんの末期で入院1か月後に死亡。

22

経済的事由による手遅れ死亡、孤独死を防ぐために

4つの提言

【提言1】

SOSが発信できない人々に対する行政と地域が協力した見守り活動をすみずみに

高齢化、一人暮らし・高齢者夫婦世帯の増大する中、SOSが発信できず、複合的な問題を抱えている方々が増加するものと思われます。一方、医療や介護・福祉の諸制度は原則として申請主義で、こうした方々の援助のあり方に限界が生じています。

※港区(ふれあい相談員)、文京区(地域福祉コーディネーター)等では情報が入ってから訪問と援助が行われているが、さらに地域を網羅できる取り組みへの発展が求められる。

23

【提言2】

手遅れ事例をなくすために特定健診の受診を様々な方法ですすめる

国保料(税)を滞納していても国保特定健診に制限はありません。

このことを保険料を滞納している方にお知らせし、特定健診の受診を勧めます。同時に病気が見つかり治療を行う場合に保険料や一部負担金で困っていたらすぐ相談を行えることを周知します。医療機関等との連携も大切になります。

24

【提言3】

孤独死に至る社会的要因の行政による調査を

私たちが把握できている手遅れ死亡事例は「氷山の一角」です。東京都の監察医務院からも膨大な孤独死(2017年の23区一人暮らしの自宅死4777人)が報告されており、この中には多くの手遅れ死亡事例が存在していると推測されます。

孤独死を防ぐための社会的対策を立てるためにも、経済的要因も含め孤独死に至った要因も含め行政による調査が必要です。

25

把握した手遅れ死亡事例には、なぜ「がん」が多いのか

私たちが、経済等の状況まで把握できている事例は、患者さんとの初めての接触後、状況を把握し治療や生活を含めた援助などの対応に、少なくとも数か月程度の期間を確保できた場合です。

病気が、がんの場合には、こうした条件を満たすことが多くなります。病気が、がんの場合には、こうした条件を満たすことが多くなります。一方、受診直後に亡くなってしまう疾患(脳血管疾患や心疾患等)の場合には、患者さんの生活・経済状況の基礎情報がなく把握するための時間ありません。自宅死亡で警察等から連絡・問い合わせだった場合の把握はいつそう困難です。

26

【提言4】

国民健康保険(国保)加入者への必要な対策を

正規保険証を持っていても手遅れ死亡につながっている多くは国保加入者です。

国保加入者は、非正規労働者、無職や年金生活者が加入し、その多くが低所得であり、そこに介護や医療が必要になった場合に生活が一気に苦しくなります。受診抑制につながる高い国保料(税)の軽減、重い窓口負担の軽減を図り、国保法44条(窓口負担軽減)、同77条(保険料軽減)の適応拡大も求められます。

* 東京民医連で行った2019年統一地方選議員選挙(予定)候補者への国保政策アンケートの結果は、東京民医連ホームページに掲載中です。

27

無料低額事業のご紹介

低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく第二種社会福祉事業、もしくは法人税法の基準(法人税法施行規則第6条第4号)に基づいて実施しています。

【都内施設(別紙)】

- 無料低額診療施設 54箇所
うち民医連17箇所
- 無料低額介護老人保健施設 18箇所
うち民医連2箇所

28

2018年度中央社保協第8回運営委員会

2019年4月3日（水）13時半～ 日本医療労働会館会議室

【出席確認】

○代表委員

住江（保団連） 山田（民医連） 岩橋（全労連）
寺川（東京） 井上（大阪）

○運営委員

白沢（障全協） 山元（新婦人） 中山（全商連） 西野（全生連）
吉川（農民連） 民谷（福祉保育労） 山田（全教）（建交労）
田島（年金者組合） 瀧川（医労連） 上所（保団連） 梅津（共産党）
（国公労連） 佐賀（自治労連） 岡田（医療福祉生協連）
沢野（北海道） 高橋（宮城） 川嶋（埼玉） 藤田（千葉）
窪田、相川（東京） 根本（神奈川） 寺越（石川） 小松（愛知）
寺内（大阪） 楠藤（徳島） 西村（福岡）

○事務局

山口、是枝
工藤（保団連） 山本、堀岡（民医連） 大西（全労連）

※全教の運営委員が阿部さんから山田さんに交代

※東京社保協の運営委員が相川さんから窪田さんに交代

【情勢の特徴】

(1) 2019年度予算

2019年度予算が27日、参院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決、成立しました。日本共産党、立憲民主党、国民民主党などは反対しました。10月の消費税10%増税を前提とし、米国製兵器の“爆買い”によって、暮らしと平和を壊す亡国予算です。

一般会計総額が101兆4571億円と過去最大。社会保障費の自然増分など、国民の命と暮らしに関わる予算を削減しながら、軍事費は5年連続で過去最高を更新しています。

世論調査では8割を超える国民が「景気回復の実感なし」と答えています。（赤旗 3月28日）

2019年度の社会保障改悪メニュー

4月	年金	給付総額が実質0.9%（総額5000億円）減
	介護	保険料値上げ。協会けんぽ加入者（月収32万円）で年間約7000円の負担増
6月ごろ	国保	国保料（税）の引き上げ圧力が本格化。8割の自治体で4人世帯の場合、平均4.9万円値上げの危機
	消費税	10%増税で年収400万円、4人世帯の場合3.4万円の負担増
10月	後期医療	後期高齢者医療の軽減特例措置が廃止。年金収入が年80万円以下の後期高齢者の場合、年間9000円の負担増（全国平均）
	生活保護	生活保護の生活扶助費引き下げ。完全実施で年間10万円減額の世帯も



(2) いっせい地方選挙スタート

知事選、政令市長選をはじめ、いっせい地方選挙がスタートしました。

大阪は、維新の党利党略のダブル選挙となり、「都構想ストップ、維新政治を終わらせる」の一点で、自民党をはじめ各政党が知事、市長候補を自主的に支援する立場で奮闘しています。

北海道では知事選で野党共闘が成立。札幌市長選でも市民と野党の共闘でたたかわれています。

神奈川では自公主導の知事候補に、「9条の会」や市民運動出身の候補者が対決し、幅広いひとたちと力を合わせ、一体に選挙がたたかわれています。

論戦の特徴としては、消費税や国民健康保険の問題が、メディアでBSフジ、日刊スポーツなど、「くらしに希望を」という形で報道が出てきています。消費税増税実施まで、地方選、参院選の二回の審判がありますが、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得ない状況となっています。

【報告事項】

- | | | |
|----|--------|---|
| 3月 | 2日(土) | 大阪社保協総会 |
| | 4日(月) | きかんし打ち合わせ |
| | 5日(火) | 近畿ブロック会議
東京土建・代表者会議会場打ち合わせ |
| | 6日(水) | 国会行動 |
| | 7日(木) | 代表者会議等準備、資料印刷 |
| | 9日(土) | 中央社保協代表者会議、学習会、60周年レセプション |
| 1 | 11日(月) | 北信越ブロック会議 |
| 1 | 12日(火) | 25条共同行動実行委員会事務局会議 |
| 1 | 13日(水) | 四国ブロック会議 |
| 1 | 14日(木) | 社会保障拡充「4」の日宣伝
12時から13時まで巣鴨駅前で行いました。
署名の際の対話。
「消費税が10%になると生活できない」
「税金の使い方が無駄が多すぎると思う」
「ぜひ署名したい。消費税も社会保障も大事」
「国保料は高い。協会けんぽにきりかえた」
「もっと訴えの回数を増やしてほしい」
◆参加者 29人(中央8 東京21)
◆参加団体 全労連、保団連、全商連、年金者組合、高齢期運動連絡会、東京土建、東京民医連、東京地評、中央・東京社保協事務局(順不同)
◆署名数 53筆(社会保障拡充)
17筆(消費税中止) 計70筆
◆配布ティッシュ 2600個 |
| | 15日(金) | 厚生労働省レクチャー(別紙) |

- 16日(土) 社保学校現地実行委員会(石川)
- 17日(日) 福岡県民医連ジャンボリー消費税学習会
- 20日(水) 国会行動
10月消費税10%ストップネットワーク署名提出国会行動
◆参加 240人
◆署名提出 15万4千筆
全生連生活実態調査中間報告集会
- 22日(金) 25条共同行動実行委員会
- 24日(日) 東京社保協第49回総会
※学習講演 芝田英昭教授
- 25日(月) 25条共同行動実行委員会25日宣伝行動
12時から13時まで御茶ノ水駅前で行いました
◆参加者 23人
◆参加団体 全労連、福祉保育労、民医連、全生連、いのちの砦裁判全国アクション、同原告、中央社保協
◆署名数 11筆(社会保障拡充)
◆配布ティッシュ 700個
全労連社保闘争本部
- 27日(水) 東京弁護士会人権擁護委員会「滞納・差押問題」研修会
- 29日(金) 後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する行動
打ち合わせ
- 30日(土) 福祉国家構想研究会連続講座(第1回)
(渡辺治先生レジメ抜粋参照)
- 4月 1日(月) 消費税10%ストップ いっせい宣伝行動
- 3日(水) 第8回運営委員会
介護・障害者部会
国保部会
定例国会行動

※マイナンバーの政策動向の分析やたたかひの方向についての検討が必要

【協議事項】

(1) 全国代表者会議・学習講演・60周年レセプションについて

日時 2019年3月9日(土) 10時半～

場所 けんせつプラザ東京5階ホール

内容 代表者会議発言21人(9団体12社保協)

参加者 代表者会議77(団体20 県社保協50 学習講演7)

※不参加県 福島、茨城、栃木、富山、福井、岐阜、三重、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄 17県

前年 62 (団体23 県社保協39)

※不参加県 青森、秋田、福島、茨城、栃木、新潟、富山、福井、岐阜、三重、滋賀、奈良、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島 24県

レセプション116 (来賓38 団体38 県社保協40)

講演 井口克郎神戸大学准教授

演題「医療・介護保障の抑制・後退政策と対抗軸～日本における健康権の普及と確立を～」

60周年記念レセプション

文化行事⇒和太鼓(荒馬座)

乾杯・来賓あいさつ⇒堀元事務局長、
高橋衆議院議員、
本田先生

歓談

スライド上映

(感想・意見)

- 学習会やレセプションもある中で、代表者会議での出席者からの討論・発言時間が不足していたのではないかと。
- 学習会では健康権など世界的な動向を学んだが、国際条約などにもとづく日本の女性の運動への取り組みも求められる。

(2) 当面するたたかい～代表者会議基調報告の具体化

①全国総会(8月3日)を結節点に、中央団体・県社保協の結集を高め、2019年秋のたたかいを基礎に次の大きなうねりをつくる。

ア、総会議案、組織拡大方針案論議などを通じて、中央団体、都道府県社保協の意見集約、意思統一を基礎に

イ、いのちまもる集会実行委員会等との意思一致を深め、秋のたたかいからその後の来春に向けて社会保障拡充大運動へのうねりへつなげる

※社保協としても今後の運動・たたかいのイメージを持ちつつ、特に医労連をはじめとした医療関係団体との議論、合意形成に努力する。

※イメージ：今秋の取り組みに向けて集会だけにこだわらない統一的な運動の一致点をつくりだし、11月以降につなげるよう検討する

(案)

- ・中央・在京・関西圏等を中心に学習交流の場を検討
- ・1025共同行動のような「エールの交換」は最低ラインとして継続させ、10-11月あたりを社会保障強化月間として、さまざまな行動を集約し、〇万人行動として打ち出す

②総会議案作成

スケジュール

4月代表委員会(4月下旬)⇒素案

5月運営委員会(5/8)、
代表委員会(5月下旬)

6月運営委員会(6/5)

※全ブロック会議での意見集約を行う

現在、6/10北海道東北、6/11四国、6/12近畿、
6/17北信越、が設定されている。

6/18～21で九沖、東海を提案・調整中

関東甲(6月予定)、中国は日程検討中

代表委員会(6月下旬)

7月運営委員会(7/3)

※加盟団体へ議案送付(7月中旬)

総会前代表委員会(7月下旬)で確定

③組織拡大強化方針案の論議～組織財政検討委員会

- ・ 目標…「討議案」として議論を呼びかける⇒議論の期間の目標設定が必要
- ・ 委員会論議のテンポ…
 - 5月 第1回組織財政委員会開催で準備する
 - 6月 6/5運営委員会⇒全ブロック会議 第2回目の設定?
 - 7月 第3回目の設定?
- ・ 6月ブロック会議での意見集約はポイントとなる

④中央団体、労組へのオルグ・懇談を進める

加盟組織の労働組合、団体へ懇談、要請をすすめる

総会への参加要請、社保学校参加要請、社保誌購読要請、介護電話相談等の呼びかけなど。5-6月に要請行動の検討が必要か。

⑤新25条署名のリニューアル→8月3日予定の全国総会での提案を目指す

- ・ 4月の代表委員会で素案を提案、引き続き議論を行い、署名のリニューアルを協議して行くことを確認した。
- ・ 出された主な意見の要旨
 - ✓ 25条をテーマでは大きすぎる感がある。署名推進には具体的な内容の方がいいのではないか。
 - ✓ 課題ごとの署名の方が集めやすいが、署名集約数は25条署名もあまりそん色ない。
 - ✓ 取組む期日を決めて行うという目標を定めにくい。
 - ✓ 自組織全体は3千万署名に重点が置かれて25条署名が後景になっている実状がある。
しかし今後は25条の「健康で文化的な最低限度の生活」ということがみんなの関心テーマになっていくと思う。地方自治の本題でもある。

- ✓ 課題ごとの署名に「25条」に関する統一項目を入れる方法はどうか。
- ✓ 25条をどう社会の課題にしていくのか、運動を広げて行く中で署名を位置付けて取り組む必要がある。方法論では、インタビューなど動画で発信する工夫なども必要。
- ✓ やり続けることが大事だ。
- ✓ 署名のスタート集会を実施するなど、運動の「仕掛け」も重要。国民的な運動へ発展させたい。

(3) 介護障害者部会～別紙参照

① 2019年「介護・認知症なんでも無料電話相談」へ向けて

- ・ 日程：2019年11月11日(月)で決定
- ・ 目標：参加県社保協30県、相談件数300件
- ・ 取組：マスコミへ広報の要請とともに、社保協加盟団体、県社保協内部での広報を強化していく。

※初めて取組む県社保協ための「マニュアル」作成を検討している

② 2019年介護全国学習交流集会

- ・ 集会概要…4月24日(水)集会実行委員会にてさらに具体化
開催日時：11月10日(日) 時間帯は未定
場所：全労連会館
メイン講師：岡崎裕司先生(佛教大学)

③ 介護保険制度改善、本来の介護制度のあり方等について「提言」(仮)作成に向けての議論開始

- ・ 6月部会や運営委員会で「論点整理」を議論する。
そして9月～10月頃に関係団体と介護の実態についての「意見交換会」を開催する方向での議論を行う。
- ・ 中央社保協総会(8/3)では「議論の経過報告」を行う。

(4) 国保部会～別紙資料、全商連提言等参照

当面する国保運動についての検討(案)

- ① 高すぎる国保料の問題が地方選挙、参議院選挙の中で、争点に押し上げ、風を吹かせることが重要。
- ② 共産党、全商連が「提言」を出し、国保の構造的な問題をはじめ、国保料引き下げ、1兆円の国庫負担要求、応能負担原則の徹底、ルールある滞納・差押処分等、要求がより明らかになってきている。
- ③ 医療費抑制のための国保の都道府県への財政移行であることをさらに鮮明にし、自治体に国保料決定の権限があることを強調する。
- ④ 地域医療崩壊へつながる国の責任放棄、自治体への丸投げ政策の中心的位置づけとして国保の都道府県単位化があり、地域医療を守り充実させる運動の中での国保の位置づけを高める。
- ⑤ 日本医労連、自治労連等とともに進める地域医療を守る運動全国交流集会へ

の地域からの参加と企画面での協力、結集を強める。

同時に、日本医労連の地域医療対策委員会(仮)と共同する。

⑥滞納処分対策全国会議等との共同を強め、シンポジウム(今年は茨城・水戸市)やホットライン相談活動についても実施、検討する。

ア、滞納・差押対策処分全国会議総会及び滞納シンポ・自治体申し入れ

日程・6月2日(日)シンポジウム 14時～17時(予定)

3日(月)申し入れ行動(茨城県徴収機構)

場所・「いこいの村潤沼」多目的ホール

〒311-1401 茨城県鉾田市箕輪 3604

※茨城県滞納処分対策会議と共同して開催

内容・2日(日) 学習講演

講師 野洲市納税推進課 牧課長

現地報告・事例報告

被害報告(被害者本人)

滞納処分対策全国会議報告

3日(月) 10時 茨城県滞納整理機構申し入れ

※9時45分に茨城県庁玄関に集合

イ、滞納・差押ホットラインの検討

東京社保協が8月25日(日)で実施

ウ、滞納差押パンフ(A4 32ページ予定)発行

エ、宮城県多賀城市の「滞納」の取り組みについて訪問(河北新報参照)

※宮城県社保協、地元社保協から参加

宮城県多賀城市役所には生活困窮者を支援する民間団体のスタッフが常駐、多重債務者には関係各課がチームを組んで対処するとの報道あり、市当局訪問、懇談を計画。

※6～7月に、2019年度国保料(税)の実態について全国調査を計画する

※全日本民医連が都道府県に国保アンケート、ならびにアンケート結果に基づく記者会見を呼びかけています。(長崎民医連第一次報告参照)

各社保協も共同し、アンケート結果等の学習、要請、相談活動へ活用しましょう。

※全商連の国保提言に基づく学習会が各地で計画されている模様です。地域で、共同し取り組みを強めましょう。

(5)消費税10%増税阻止のたたかいと署名の取り扱いについて

①消費税10%増税ネットワーク賛同の拡大

結成したネットワーク～北海道／岩手／秋田／宮城・七ヶ浜・多賀城・塩釜／墨田・足立・豊島・渋谷・板橋・立川／神奈川／前橋／静岡／京都・丹後・右京・中京／滋賀／岡山／長崎・島原半島(島原、雲仙、南島原)

結成準備中～山形／新潟／戸田・飯能・さいたま東・深谷／愛知／兵庫／鹿

児島(3月19日時点)。

②ネットワークが提起する消費税10%増税反対署名に共同し、署名データを発信、ネットワークの宣伝行動等に共同し、結集します。

③社保協として、「消費税10%中止」の学習会、宣伝行動等を企画し、地域での共同を広げます。

※4月1日の全国一斉宣伝行動

5月17日(金) 17時～18時 渋谷駅頭

5月24日(金) 13時 全国集会・パレード 日比谷野外音楽堂

6月12日(水) 署名提出行動(第二次)

(6) 第198通常国会と定例会国会行動等について

第198通常国会の定例会国会行動(国民大運動実行委、安保破棄中央実行委との3者共同)に、これまで通り隔週水曜日に取り組むと同時に、署名提出行動等を共同し、総がかり行動実行委等が計画する国会行動に共同します。

①定例会国会行動について

4月3日、17日(社保協行動提起 山口)、5月15日、29日(社保協行動提起 山口)、6月12日(社保協主催者あいさつ 住江先生)

②中央社保協国会行動

5月22日(水) 署名(25条署名、介護署名、後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対署名)共同提出行動

※全労連、民医連、日本高齢期運動連絡会、東京社保協等と共同して開催

会場～衆議院第1議員会館B1階・多目的会議室もしくは、参議院議員会館講堂

内容(予定)

9:45 入館証渡し

10:30 学習&報告会

12:00 署名提出集会

13:00 昼食休憩をはさんで国会議員要請行動

15:00 終了予定

(7) 年金リニューアル署名の取り組み(別紙署名案参照)

- ・ 年金者組合、全労連、中央社保協3者で協議中。
- ・ 「3.3万円」の根拠となる「趣旨」を前文に入れ提案を行っていく。

(8) いのちのとりで裁判のとりくみ

①厚生労働省の「物価偽装」による生活保護基準引き下げの撤回を求める研究者共同声明(別紙参照)

②いのちのとりで裁判全国アクション第2回原告交流合宿(チラシ参照)

日時 6月8日(土) 14時～9日(日) 11時半

場所 メルパルク大阪

参加費 18000円(一泊2食・懇親会費用含む)

(9)第47回中央社保学校(石川)について

北陸3県社保協による第5回現地実行委員会が3月16日に開催。

① 2019年8月29日(木) 13:00～17:00 : 石川県教育会館 大ホール

- ・ 小森陽一さん、井上英夫さんの講演(お二人確定)、会場からの質疑・論などの大まかな流れについて確認した。進め方などはさらに協議していく。

② 8月30日(金)

- ・ (午前)9:30～12:00 金沢商工会館

基礎講座・5分科会について確認した。

- ・ (午後)13:30～16:30 教育会館ホール

貧困問題シンポジウム

福井・石川・富山3県で貧困問題に取り組んでいる団体にパネラーを要請、貧困克服の方向について意見交換。

③ 8月31日(土) 9:30～12:00 教育会館ホール

「市民公開講座」…現地実行委員会企画

※消費税10%ストップネットワーク呼びかけ人の斎藤貴男さんに決定

(10)当面の宣伝行動

①社会保障拡充「4」の日宣伝行動

- ・ 日時 5月14日(火) 12時～13時

※11時～12時は、介護の宣伝署名行動が同じ場所で行われる。

- ・ 場所 巣鴨駅前

※4月14日(日)は、中止。

※以下 毎月14日に開催を基本

②消費税廃止各界連「消費税10%中止」宣伝、

消費税10%ストップネットワーク宣伝など

5月17日(金) 17時～18時 渋谷駅

5月24日(金) 13時 全国集会・パレード 日比谷野外音楽堂

6月12日(水) 署名提出行動(第二次)

③毎月25日を基本に、「25日行動」をいのちのとりで全国アクション、年金者組合等と共同して計画

(11) その他

①団体報告(略)

②今後の主な日程

- 4月 7日(日) いっせい地方選挙投票日
8日(月) 九州・沖縄ブロック会議
9日(火) 社会保障誌編集委員会
11日(木) 25条共同行動実行委員会事務局会議
17日(水) 定例国会行動
22日(月) 国民医療集会実行委員会
26日(金) 東海ブロック会議
- 5月 1日(水) メーデー
3日(金) 憲法集会
8日(水) 運営委員会、国保部会
10日(金) 介護政策事務局チーム会議〔大阪〕
11日(土) 中央社保学校現地実行委員会〔金沢〕
14日(火) 巣鴨宣伝〔11時～介護、12時～社会保障充実〕
17日(金) 全労連社保闘争本部会議
消費税ネット・渋谷駅頭宣伝
22日(水) 署名提出行動(25条、介護、後期高齢の3署名)
24日(金) 消費税10%ストップネットワーク全国集会・パレード
日比谷野外音楽堂
- 6月 2日(日) 滞納・差押対策処分全国会議総会及び滞納・差押シンポ
3日(月) 同・自治体申し入れ
5日(水) 運営委員会、介護・障害者部会

③運営委員会・部会の今後の日程

- 5月8日(水) 10時30分～12時30分 国保部会
13時30分～17時 運営委員会
会場：日本医療労働会館2階
※委員に交代に伴う「歓送迎会」を行います。
- 6月5日(水) 10時30分～12時30分 介護・障害者部会
13時30分～17時 運営委員会
会場：日本医療労働会館2階

以上

「介護をよくする東京の会」第10期 第1回事務局会議報告

日時：2019年2月14日（木）14：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、寺田（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、芝宮（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、第13回事務局会議報告を確認した。

2、情勢報告

<略>

3、各団体等の報告

民医連）3/20に国会行動（署名提出）を実施。今後、5/13に巣鴨駅で介護宣伝を実施予定。

医労連）5/22～5/23で特定最賃中央行動実施予定（厚労省・国会）5/24介護アクションうい上野駅で実施予定。6/29学習会（技術・情勢など）

自治労連）3/9に大会実施。2019年予算分析発行。

4、協議事項

1) 介護交流集会・総会の会計報告を確認した。

2) 今後の取り組みについて検討した。

今後の体制、総会方針の具体化、介護交流集会の検討、ニュース発行など。

3) 今後の日程を確認した。

5月14日（火） 巣鴨駅宣伝 12時～ 13時 巣鴨駅

6月14日（金） //

次回日程：4月26日（金）15：00～ 自治労連会議室

4 月度事務局団体会議・報告

2019 年 4 月 4 日

消費税廃止東京各界連絡会

情勢など

予算成立、安倍政権はあくまで 10 月増税強行の構えくずさず。一斉地方選挙・参議院選挙で増税勢力を追い詰める運動が求められる。

東京都議会、消費税「消費税増税中止の意見書をあげる」請願不採択

小金井市 国に対し「消費税増税の中止を求める意見をあげる」陳情、小金井・国分寺・国立民主商工会が提出。13(賛成)対 10(反対)で陳情を採択、都内初。

㊦ 大塚駅・宣伝行動

4 月 4 日 5 団体 9 人参加 署名 5 名 弁士 4 人

㊦ この間の取りくみ

3 月 25 日 キャラバン宣伝 (弁士等は別紙)

3 駅頭 70 名、署名 169 人分、ティッシュ 1000 個配布、弁士 14 人

業者、消費者、労働者、女性、医療、政党など様々な立場から消費税増税反対の訴えがされ、アピールができた。署名・ティッシュの受け取りも反応がよかった。地元の参加も組織され、地域に根ざした団体や政党などからの訴えも効果的であった。

2 月の経験も生かして時間わりなども余裕を持って組むことができた。

㊦ 消費税増税中止ネットワーク全国集会

5 月 24 日 (金) 13:00 日比谷野外音楽堂 集会後銀座デモ

東京各界連として趣旨に賛同し、成功に向けて取り組むことを確認しました。

開催地東京として東京土建 (100 人)、東商連 (100 人)、その他の民主団体など (100 人) 合計 300 人目標で取り組みます。

㊦ 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会議等

1、事務局団体会議 …… 5 月 14 日 (火) 10 時 00 分 ~ 10 時 45 分

場所：労働会館 4 階

2、定例宣伝 (巣鴨駅) …… 5 月 14 日 (火) 12 時 00 分~12 時 45 分

東京社保協の定例宣伝と合同で行います。(弁士・なくす会・自治労連・東商連)

㊦ その他 各団体の状況など

6 月 7 日 (金) 午前・午後 第 3 弾キャラバン宣伝を行ないます。(足立・北千住→北区・赤羽→板橋・大山ハッピーロード) 場所は予定。

東京地評宣伝カー

地域ストップネットが結成されている所を重点に商店街、駅前などで署名宣伝行動を行います。宣伝の行程表は後日ご連絡いたします。各団体から地元組織に働きかけていただき、弁士や宣伝参加者の組織をお願いいたします。

消費税 いま上げるべきではない

5・24中央集会

- とき：5月24日（金）13時～ 集会後、パレードを行います
- ところ：日比谷野外音楽堂（東京）

呼び掛け人



10%増税は まだ止められる

10月消費税10%ストップ！ネットワーク

連絡先：全国保険医団体連合会(保団連)内 〒151-0053 渋谷区代々木2-5-5 新宿農協協会館5階
TEL03-3375-5190 FAX:03-3375-1885 <http://stop10net.jimdofree.com/> twitter #stop10

2018～2019 年度 都民連第 4 回世話人会議 まとめ

日時 2019年4月5日(金) 13:30～15:00

会場 東京地評会議室

【出席確認(順不同、敬称略。)] 組織 人

大内(東商連)、佐久間(新婦人本部)、黒坂(東京自治労連)、芝宮(年金者組合都本部)、三上(都生連)、國米(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、平間(都教組)、松本(東京民医連)、田村(東京土建)、大住(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原・小林(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、

白滝・阿久津・鎌田・菊池(東京地評)、

オブザーバー：會澤(革新都政の会)、相川(東京社保協)、佐田(障都連) 13 組織
17 人

I. 特別報告

テーマ「第 1 回定例会の振り返り・総括」

講師 曾根はじめさん(日本共産党東京都議団 団長)

※第 1 回定例会の異常な都議会運営・進行をはじめ、予算審議の特徴と今後の課題についてご報告いただきました。

II. 報告事項

1、経過報告(2月8日～4月4日。再掲したものもあります)

(1)2019年東京都議会第1回定例会(1定)

2月20日(水)12:15～12:45、東京都庁第1本庁舎歩道にて実施しました。参加者は250人。萩原淳東京地評議長による開会あいさつ後、4団体から決意表明がなされました(建設労働者からの訴え(東京土建賃金対策部長・小坂剛氏)、高齢者の医療費負担問題(東京高齢期運動事務局長・菅谷正見氏)、小池知事は公約を守って!食の安全を確保できる卸売市場を守ろう(新婦人本部食と環境部長・岡林奈緒子氏、児童虐待を再び繰り返させないために(保護者からのメッセージ代読。新婦人本部会長・佐久間千絵氏)、晴海選手村土地投げ売り問題・オリンピック経費問題(臨海都民連事務局長・市川隆夫氏)。都議会会派から、星見てい子都議(日本共産党)があいさつし、都議会にむけた課題と決意を発言されました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(2)都民要求実現全都連絡会(都民連)

(世話人会議)2月8日(金)13:00より、東京労働会館・地下中会議室にて15組織17人の出席のもと開催し、第1回都議会定例会(2/20)の準備を中心に開催しました。(2019年度東京都予算案学習会)2月8日(金)13:30より、東京労働会館・地下中会議室にて25人の参加のもと開催しました。曾根はじめ都議(日本共産党都議団)と氏家祥夫氏を講師に予算案の特徴と評価を聞き、各団体からの意見、感想を交わしました。主催は都民連、革新都政の会。

(3)都民生活要求大行動実行委員会(都民生活)

(4)2020オリンピック・パラリンピック問題

2020 オリンピック・パラリンピックや、晴海選手土地投げ売り問題について、JOC、IOC に要請行動を行っています。

- ・(2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 ICO 要請)

11月21日(水)、オリパラ都民の会からIOCに対し、大会開催時期の変更や暑さ対策を求める要請行動を行いました。

- ・(2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 JOC 要請)

3月8日(金)、オリパラ都民の会からIOCに対し、大会招致にめぐる贈賄疑惑解明を求める要請行動を行いました。

- ・(オリパラ都民の会 運営委員会)

12月18日(火)13:30より、東京地評5F会議室にて、7団体9人の参加で開催しました。IOCとの面談(12/4)の総括を行いました。面談は、IOCからはロックスバーグ氏、ピエール・デュクレイ氏(競技大会副ディレクター)の出席のもと行われ、大会開催時期の変更や暑さ対策などを要請しています。今後、JOCや東京都とも、再度懇談を行い、開催時期の変更や暑さ対策などについて要請を実施する予定です。

3月22日(月)、東京地評応接室にて運営委員会を開催しました。晴海選手村土地投げ売り問題で、IOCに要請行動を行う予定です。7/27シンポジウムの開催などについて検討、協議しました。

(5)豊洲新市場への築地移転問題

(築地市場パレード実行委員会)

- ・(実行委員会)2月25日(月)13:00より全国一般東京合同一般労組内で開催され、3/23報告集会の開催計画を協議、確認しました。この3/23豊洲報告集会は、築地市場が豊洲移転して以降の取り組みと浮上している問題点を報告し、築地市場が育んできた、都民や消費者、業者にとって安心できる卸売市場を守っていく運動をひきつづき続けていくことを確認しあうための集会です。

- ・(豊洲報告集会)3月23日(土)12:30より豊洲市場管理棟・講堂で開催され、130人が参加しました。築地移転反対の運動は終えるものの、築地市場が育んできた、都民や消費者、業者にとって安心できる卸売市場を守っていく運動をひきつづき続けていくことを確認しあいました。

(6)都立病院問題

(7)各種行動や集会など

①社会保障・福祉関係

②首長選挙

(1)台東区長選挙

3月17日(日)投開票で行われた台東区長選挙で、小高あきらは14,783票(得票率22・8%)を獲得。当選は服部征夫さん(現職2期目。47,332票)。

(8)都政・都議会、都民の生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

※この間取り組んできた課題(築地・豊洲、横田・オスプレイ、2020オリパラ、都立病院)を中心に資料を構成します。

※※以下は今後の都議会・都政の動きについてのメモです。

①水道関連の監理団体(半官半民・第3セクター)2社の経営統合計画あり。経営統合を呼び水として水道事業の民営化計画が出される危険性。注視必要。

②2020オリパラ後、都オリパラ本部など関係機関・部門に派遣している都職員を引き上げる必要あり。今年度、局の再編計画を検討する。具体的には福祉保健局などが挙げられている模様。都民生活、雇用などに悪影響が及ばぬよう、注視が必要。

③2定～4定にむけた都議会の動き

(総務委員会)3定～4定にむけて、犯罪被害者等を支援する条例案が出される見込み。制定を求める陳情が全会一致で採択されたことを受けた動き。

(経済港湾委員会)2定にむけて、卸売市場条例の改悪か。18年卸売市場法の改悪で、旧法にあった直荷引きの禁止規定などが削除された。これに準じた条例改定か。

(警察・消防委員会)2定にむけて、暴力団排除条例改定の予定。暴力団にみかじめ料を支払った者への直罰規定を入れる。

2、各団体の取り組みの交流

・晴海選手村裁判は次回5/16予定。

・オリパラ関係の要請をしても招致委員会は解散したため資料がないの一点張り。経費総額3兆円超、うち1兆円が都負担、その内訳内実が不明朗なまま事態が進んでいる。6/15施設問題でのバスツアー、7/15シンポジウムを計画。指定管理者制度化の体育施設、利益優先の運営の改善が必要、使いづら問題、都へ要望を進める。

・都が横田基地問題対応に若干積極化している。パラ降下訓練無通告を続ける米軍。全国知事会意見書に基づき地位協定見直しを求める自治体が増えている。基地残土処理問題、有害物質の拡散懸念、木更津への自衛隊特殊作戦部隊設置など懸念多い。

・足立区戸籍窓口裁判で原告請求は棄却されたが窓口事務の委託の困難性を認定する内容であり、その点は画期的であった。豊島区の偽装請負が告発され、改善にむけて進みつつあり、足立裁判の影響と見ている。

・中小企業振興条例の設置は評価しているが、1月発表の振興計画はベンチャー偏重など問題が多い。稼げるところをいかに伸ばすかという視点で貫かれている。制度融資の削減も問題。これを原資にベンチャー育成か。調査を進めていく

・国際基準に即したバリアフリー化を求めていく。既存のところにもどう広げていくか、最低でも2ルート化など自由に乗り降りができる交通機関の実現を。JRでは30分も待たされるケースもある。

・都政酷書作成に入っている。都知事選にむけて都民生活上の課題を共有していきたい。交通アクセスの不便さは健常者についても共有できる課題。街をウォッチしていく取り組みが重要になっている。

・母親全国大会は8/24～8/25に開催予定。ビキニ被災から65年、女性差別撤廃条約採択から40年の記念年の集会となる。東京母親は12/15、なかのゼロホールでの開催を確定。

・教員の欠員問題、去年は4月時点で200人にのぼっていたが、今年は聞かれない。定数を上回る合格者を確保した影響とも言われている。働き方改革に注目が集まっているが、具体的方途は示されない。時短ハラスメントと言われるような実情、さいたま市変形労働時間制の試行との情報もあり注視していきたい。教師の長時間過密労働は子どもの長時間過密の学びであり問題直結する。働き方改革と称してICT産業などへの税金流入する傾向がある。

・総会を開催。都立病院民営化反対の立場からの意見書や憲法関係のリーフを活用してほしい。今後も新たな課題についても意見書などを用意していく。

Ⅲ. 協議事項

1. 2019年度東京都議会第2回定例会（2定）開会日行動の計画

（1）2定の日程

開会（本会議）	6月4日（火曜日）
代表質問	6月11日（火曜日）
一般質問	6月12日（水曜日）
閉会（本会議）	6月19日（水曜日）

※3定=9/3（火）開会、代表質問9/9（月）、一般質問9/10（火）、閉会9/18（水）

※※第2回臨時会=10/21（月）、即位の礼に伴う臨時会。

（2）都議会開会日行動

開会日に実施する行動です。以下のとおり実施することを提案します。

日時	6月4日（火曜日）12：15～12：45
場所	東京都庁第1本庁舎前歩道
主催	都民連、東京社保協、東京地評

（3）行動内容の検討

- ・ 宣伝カー 東京土建
- ・ 司 会 新婦人本部（以降、東京社保協→東京母親→東京地評）
- ・ 主催者挨拶 東京地評
- ・ 団体決意表明 各4分、計20分間

テーマ・団体を自薦他薦でいただきたいです。いただいた意見をもとに5/24までに決定します。決定については事務局に一任をお願いします。

- ・ 会派ごあいさつ 開会日確定（5/28）後、各会派に参加要請します。
- ・ 個人請願書 4/30までに修正意見を受付けます。確定後、事前配信と印刷した個人請願用紙の配布を進めます。2定も1000人を目指します。ご協力ください。
- ・ シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。修正意見は5/24まで受付。
シュプレヒコーラー：東京自治労連をお願いします。

2. 都民連主催・共催の学習会の計画について

（1）2019年度東京都予算学習会

3月28日に閉会した東京都議会で2019年度東京都予算が成立しました。その特徴と問題点を学び、次々年度2020年度予算要求運動を進める（6～7月に要望・懇談を実施する必要）に際しての観点をつかむための学習会です。東京自治労連が毎年発行している『2019年度 東京都の予算分析』（2019年3月、東京自治労連）をテキストにしなが、予算および小池都政が目指す東京の将来像について批判的に理解し、運動に必要な課題を学びます。都民運動担当者、政策担当者に積極的に参加していた

だきたいです。

日時 4月24日(水) 18:30~20:30

会場 ラパスホール

講師 東京自治労連役員ほか

主催 東京地評、革新都政の会、都民連、東京自治労連による共催

※都民連は共催団体として参加し、会場費や講師代を負担します(最大5万程度)。ご承認をお願いします。

(2) 東京の水道事業民営化問題

18年水道法改悪に伴い、大都市の水道事業の民営化が狙われています。具体的な計画が出される前に、学習を積み重ね、都民・利用者(事業者を含む)の権利と利益を守る立場から民営化を許さない世論を広げていく必要があります。都民連の主催で第1回目の学習会を設け、問題の所在を把握し、認識を共有する出発点とします。

日時 **6月上旬の平日**の日中ないし夜間(2時間程度)

会場 東京労働会館内

対象 都民連に参加する団体の専従者や政策担当者を中心に50人規模

内容 DVD視聴後、水道事業に詳しい自治体関係者からお話を聞きます。

主催 都民連(関係団体に共催をよびかけます)

※都民連は共催団体として参加し、会場費や講師代を負担します(最大5万程度)。ご承認をお願いします。

【次回の日程】

6月24日(月)午後3時以降、もしくは28日で再調整します。

※月初の金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めています。

以 上

第3回口頭弁論は5月15日(水)

2019年2月6日に東京地裁で第2回の口頭弁論がありました。安倍政権が最初にやった統計の偽装がこの裁判で争っている生活保護基準の引き下げでした。

国は第1回の口頭弁論で生活保護基準引き下げの具体的な根拠を示せず文書で回答することになっていましたが、提出されたのが裁判の1週間前で、しかも裁判長から『いろいろ書いてあるが、その記載のどこがその根拠となっているか不明』と指摘されるなど、まったく誠意のないものでした。第3回の口頭弁論の際にその根拠を示すことになっていますが、もはや国は生活保護基準引き下げの根拠が破綻していることをごまかしきれなくなっています。

多くの参加者で傍聴席を埋め尽くしましょう。

新生存権裁判東京

ひとはみんなのために
みんなはひとりのために



13:30~14:00	地裁前宣伝行動
14:00	入廷行進
14:30~15:30	第3回口頭弁論
15:30~16:00	移動
16:00~17:00	報告集会
※報告集会会場	衆議院第2議員会館 第7会議室

主催:生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先:〒170-0005豊島区南大塚3-51-2(都生連)

TEL03-5960-0266 Fax03-5960-0268

第57回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会報告

東京労働会館6階応接室

出席＝曾澤立示(革新都政の会)、市川隆夫(臨海都民連)、小林良雄(新建)、椎橋みさ子(東京自治労連)
末延渥史(個人)、和食昭夫、宮内泰明、萩原純一(スポーツ連盟)

1 この間のオリパラ都民の会活動とオリパラの動き

2/19 土地投げ売り住民訴訟第5回口頭弁論

3/5 シンポジウム「ジャーナリストから見た土地投げ売り疑惑」

3/8 JOCに招致をめぐる贈賄疑惑解明の申し入れ(和食、曾澤、市川、宮内、萩原)

3/19 IOC竹田会長辞任表明

3/22 土地投げ売り問題のIOCへの書簡送信

5/16 第6回口頭弁論

- 土地価格を巡って、原告が不動産鑑定書を提出して、1300億円も、都民の財産が損害を被っていることに対して、被告は、「オリンピックの選手村要因を考慮」というが、まったく不透明。被告が、不動産研究所の報告書に記載の数字を非開示のままでは、前には進まない状況。
- 口頭弁論は、傍聴席が満席になり、入場できない人が20人も出るほどだった。
- 都知事選挙の争点になる。
- 3/5のシンポジウムは、82名が参加。
- 4大新聞が、そろってオリンピックのスポンサーになっていることから、選手村の問題を取り上げないのは問題だ。姿勢を正すように新聞協会に申し入れをする必要がある。
- 次回第6回口頭弁論は、これまでより大きな法廷にするように、要請をしている。

2 贈賄疑惑に関する今後の対応と今後の都民の会からの問題提起

*都知事、組織委員会、スポーツ庁への申し入れについては、要請書の内容の検討が必要。

*改めて、対応を決める。

*IOC調整委員会に合わせて、IOCと懇談の要請。

*都議会特別委員会での疑惑解明の動き、選手村土地投げ売りに関する動き？

*バリアフリー化の促進(施設周辺とどまらない、全面的な展開を求める)

*大会の大義が全く見えないオリパラ

*大会後のスポーツ環境を向上させる運動

- 竹田会長が、6月の任期を経て退任する意向。それまでの間に、空白が起きるなど批判が出ている。
- 会長の退任で、贈賄疑惑の責任を一人に押し付けて、JOCへのマイナスの影響が出ないことを目論んでいるが、真実を究明するように今後も声を上げていかなければならない。
- 小池知事、森喜朗会長、鈴木大地長官への要請文は、文言を変更する必要がある？
- 7月27日(土)に、大会の1年前の時点におけるシンポジウムを開催することとし、まず、会場確保を優先して行う。
- 文教区民センター、南大塚ホール、豊洲文化センター、江東区産業会館などに打診する。
- バスツアーを臨海都民連と共同で実施します。(5/25、6/1、6/8のいずれか)

3 研究会シンポジウム「東京の都市開発とスポーツ環境整備ー202東京オリパラに向けて」

*スポーツ連盟のスポーツ科学研究所とオリパラ都民の会の共催の確認

*岩見良太郎さん、萩原純一

* 3月23日(土) としま南池袋ミーティングルーム

* 都民の会からも参加を募る。

- 臨海部の巨大都市開発構想に沿って進行している。それに五輪を利用するという関係になっている。
- 大会の総経費、3兆1111億円に。
- オリンピックの大義は、どこに。
- オリパラ都民の会から、末延さん、椎橋さん、氏家さんが参加されたした。

4 その他

* オリパラ都民の会2019年度分の分担金の納入のお願い。

(英文翻訳と通訳の依頼をしたため、新たに経費が発生しています。)

- 2019年度の会費の納入をお願い致します。

次回オリパラ都民の会運営委員会

2019年4月26日(金) 10時00分より 東京労働会館 4F 東京自治労連会議室

2019年度試算額と2018年度比較(暫定値)

試算条件: 4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得266万円)、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2019年度		2018年度		増減額 (円)		2019年度		2018年度		増減額 (円)
	所得に 占める 割合 (%)	国保料 (税) 年額 (円)	所得に 占める 割合 (%)	国保料 (税) 年額 (円)			所得に 占める 割合 (%)	国保料 (税) 年額 (円)	所得に 占める 割合 (%)	国保料 (税) 年額 (円)	
千代田	17.13	455,532	17.26	459,231	-3,699	町田	14.92	396,939	14.40	383,083	13,856
中央	18.40	489,543	18.13	482,180	7,363	小金井	15.40	409,680	15.41	409,855	-175
港	18.42	490,009	18.23	484,976	5,033	小平	14.42	383,663	14.42	383,663	0
新宿	18.79	499,795	18.64	495,927	3,868	日野	13.88	369,260	12.97	345,080	24,180
文京	18.57	493,970	18.36	488,471	5,499	東村山	15.72	418,135	15.72	418,135	0
台東	18.86	501,659	18.66	496,393	5,266	国分寺	13.67	363,682	13.02	346,207	17,475
墨田	18.73	498,164	18.59	494,529	3,635	国立	13.35	355,195	13.35	355,195	0
江東	18.81	500,261	18.57	493,830	6,431	福生	13.80	366,955	13.80	366,955	0
品川	18.66	496,300	18.52	492,665	3,635	狛江	14.09	374,908	14.09	374,908	0
目黒	18.51	492,339	18.33	487,539	4,800	東大和	15.53	412,996	14.72	391,579	21,417
大田	18.96	504,455	18.77	499,189	5,266	清瀬	14.43	383,739	14.43	383,739	0
世田谷	18.88	502,125	18.67	496,626	5,499	東久留米	15.39	409,382	15.31	407,285	2,097
渋谷	18.61	494,902	18.42	490,102	4,800	武蔵村山	15.02	399,407	14.66	389,879	9,528
中野	18.66	496,317	18.59	494,587	1,730	多摩	13.93	370,450	13.53	359,994	10,456
杉並	18.89	502,591	18.76	498,956	3,635	稲城	13.58	361,299	13.58	361,299	0
豊島	18.86	501,659	18.74	498,490	3,169	羽村	14.44	384,150	14.44	384,150	0
北	18.56	493,737	18.37	488,704	5,033	あきる野	13.01	346,194	12.83	341,394	4,800
荒川	18.65	496,067	18.59	494,529	1,538	西東京	14.45	384,409	14.45	384,409	0
板橋	18.79	499,795	18.66	496,393	3,402	瑞穂町			12.75	339,196	
練馬	18.75	498,863	18.61	494,995	3,868	日の出町			13.55	360,402	
足立	18.82	500,494	18.60	494,762	5,732	檜原村			11.19	297,760	
葛飾	18.96	504,222	18.60	494,762	9,460	奥多摩町			13.86	368,545	
江戸川	19.44	517,043	18.81	500,255	16,788	大島町			13.01	346,050	
八王子	15.68	417,020	14.71	391,370	25,650	利島村			10.88	289,528	
立川	16.88	449,083	16.47	438,124	10,959	新島村			10.02	266,610	
武蔵野	12.97	344,930	12.97	344,930	0	神津島村			11.50	306,004	
三鷹	13.35	355,000	13.35	355,000	0	三宅村	15.49	412,094	15.49	412,094	0
青梅	14.20	377,595	14.20	377,595	0	御蔵島村			8.60	228,798	
府中	12.01	319,398	11.77	313,202	6,196	八丈町			12.23	325,215	
昭島	15.32	407,515	15.32	407,515	0	青ヶ島村			14.01	372,640	
調布	13.50	359,221	13.50	359,221	0	小笠原村			14.84	394,744	

協会けんぽの場合、同条件で 年額23万7252円 本人負担分(2019年4月から)

2019年度と2018年度の子ども国保料(税)比較

	2019年度 子ども国保 料(税):円	2018年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2019年度子 ども国保料 (税):円	2018年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2019年度子 ども国保料 (税):円	2018年度 子ども国 保料(税): 円	増減
千代田区	48,300	48,400	-100	葛飾区	52,200	51,000	1,200	東久留米市	45,600	40,700	4,900
中央区	52,200	51,000	1,200	江戸川区	53,100	51,000	2,100	武蔵村山市	42,200	44,100	-1,900
港区	52,200	51,000	1,200	八王子市	43,000	40,000	3,000	多摩市	37,500	39,700	-2,200
新宿区	52,200	51,000	1,200	立川市	43,800	42,500	1,300	稲城市	37,000	33,600	3,400
文京区	52,200	51,000	1,200	武蔵野市	33,200	33,200	0	羽村市	34,700	39,700	-5,000
台東区	52,200	51,000	1,200	三鷹市	35,900	35,900	0	あきる野市	31,100	33,400	-2,300
墨田区	52,200	51,000	1,200	青梅市	36,200	36,200	0	西東京市	38,100	26,500	11,600
江東区	52,200	51,000	1,200	府中市	30,460	29,760	700	瑞穂町	0	38,600	
品川区	52,200	51,000	1,200	昭島市	39,000	39,000	0	日の出町	0	34,000	
目黒区	52,200	51,000	1,200	調布市	35,600	35,600	0	檜原村	0	36,200	
大田区	52,200	51,000	1,200	町田市	41,600	40,200	1,400	奥多摩町	0	28,500	
世田谷区	52,200	51,000	1,200	小金井市	39,000	40,000	-1,000	大島町	0	32,700	
渋谷区	52,200	51,000	1,200	小平市	35,100	35,100	0	利島村	0	30,500	
中野区	49,500	49,500	0	日野市	38,400	36,000	2,400	新島村	0	21,000	
杉並区	52,200	51,000	1,200	東村山市	45,400	45,400	0	神津島村	0	18,000	
豊島区	52,200	51,000	1,200	国分寺市	40,000	40,000	0	三宅村	44,400	29,800	14,600
北区	52,200	51,000	1,200	国立市	30,000	30,000	0	御蔵島村	0	37,300	
荒川区	52,200	51,000	1,200	福生市	36,900	36,900	0	八丈町	0	12,300	
板橋区	52,200	51,000	1,200	狛江市	36,400	36,400	0	青ヶ島村	0	23,100	
練馬区	52,200	51,000	1,200	東大和市	38,900	36,500	2,400	小笠原村	0	29,400	
足立区	52,200	51,000	1,200	清瀬市	38,000	38,000	0				

くらしと福祉を守ります

日本共産党東京都議会議員団

サイト内検索

キーワードを入力し

ご意見・ご要望

主な活動

3月12日 予算特別委員会 和泉なおみ都議の代表総括 質疑

いいね! 0

シェア

ツイート

LINEで送る

○和泉委員 次に、国民健康保険について伺います。

今年度から国民健康保険制度が変更されて、都道府県も保険者となりました。これによって、都は財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う、このことが国民健康保険法に明記され、東京都国民健康保険運営方針にも示されているところです。

ですから、三百万人が加入する東京の国保にとって、都の果たす役割は非常に大きいと思います。その立場から伺います。

税や社会保険料の負担によって生活が成り立たなくなることは、本来あってはならないことです。そのため、負担は能力に応じたものでなくてはなりません。ところが、国民健康保険には、基本的に所得にかかわらず、被保険者一人一人に同じ額がかかる均等割という仕組みがあります。まさに人頭税のような仕組みです。軽減はありますが、例えばひとり暮らしの場合、所得が約八十万までしか対象になりません。

所得がなくても保険料がかかります。この均等割保険料が低所得の世帯にとって重い負担になっているんです。

しかも、この二十年間でどれほど均等割保険料が上がっているか。二十三区における均等割額の、平成十年度、二十年度、そして、三十年度、それぞれ保険料が幾らになっているか、お答えください。

○内藤福祉保健局長 二十三区におけます均等割保険料でございますが、平成十年度は二万六千百円、平成十五年度は二万九千四百円でございます。

平成二十年度から、高齢者医療を社会全体で支えるため、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴いまして、新たに後期高齢者支援金等賦課分が賦課されたこととなりまして、従来からの基礎賦課分と合計した均等割保険料は、平成二十年度は三万六千九百円、平成二十五年度は四万一千四百円でございます。

平成三十年度から制度改革が始まったわけでございますが、特別区の基準保険料率を参考に、各区が独自に保険料率を設定することも可能とされまして、今年度の保険料は、ちなみに千代田区が四万八千四百円、中野区が四万九千五百円、残り二十一区が五万一千円となっております。

○和泉委員 平成十年度が二万六千円でした。そして、平成三十年度、千代田区、中野区を除いて、ほかの二十三区、二十一区になりますか、五万一千円ということですか。ですから、二倍近くに上がっているんです。

近隣の政令市の平成三十年度の均等割保険料と比較しても、さいたま市は三万六千九百円、横浜市は四万三千六百円、川崎市は四万五千六百六十四円、これに対して、二十三区は五万一千円ということですから、近隣の政令市と比較しても高いということがわかります。

所得のない子供にかかる分も含めて、そもそもの均等割保険料がこんなに上がっているんです。これが国保の加入者を苦しめる結果になっています。

なぜ国保には、所得がない人にまで均等割保険料が設定されているのでしょうか。

○内藤福祉保健局長 国民健康保険は、国民健康保険法に基づく全国统一の制度でございます。制度上の課題につきましては、制度設計者である国が責任を持って検討すべきものでございまして、均等割の仕組みについても、そうした中で定まっているものと考えております。

ただ、都といたしましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供にかかる均等割保険料軽減措置を講じるよう国に求めておりまして、今後とも、国に必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

○和泉委員 制度設計が国ということを知っているんじゃないんですよ。なぜ国保には所得がない人にまで均等割保険料が設定されているのでしょうかというふうにお伺いをいたしました。

○内藤福祉保健局長 重ねてご答弁させていただきます。

国民健康保険におきまして、被保険者数に応じた均等割保険料が賦課されることにつきましては、国は国保におきまして全ての被保険者がひとしく保険給付を

受ける権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているため、応分の保険料を負担していただく必要があると説明してございます。

○和泉委員 所得のない人に応分も何もありませんか。

では聞きますけれども、国保、後期高齢者医療制度以外に、所得のない人に賦課される均等割と同じ性質の保険料を設定している公的医療保険というのはほかにありますか。

○内藤福祉保健局長 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料につきましては、法令により経済的負担能力に応じた所得割に加えまして、世帯の被保険者数に応じた均等割を賦課することとされております。

国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険制度といたしましては、協会けんぽ等の被用者保険がございしますが、その保険料は被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じて算定することとされておまして、被保険者や被扶養者の人数に応じた保険料は設定されていないものと認識してございます。

○和泉委員 ないんですよ。所得のない人にまで保険料を掛けるという公的医療保険制度というのはないんです。

先ほど知事、均等割があることについての国の説明について、国保においては全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利があると述べられました。

しかし、協会けんぽも健保組合も各種共済組合も保険給付を受ける権利は被保険者はもちろんのこと、保険料を払う必要のない被扶養者にもひとしく保障されています。

けれども均等割はありません。国の説明は成り立っていないんです。さらにいえば、国保が相互扶助だというのも法律のどこにも書いていないことです。ましてや法律に唯一、社会保障と明記している国保が相互扶助で、ほかの保険は違うなどということはありません。

先ほど述べたとおり、都は国保運営の中心的な役割を担うわけですから、主体的に考えて対応することが必要だというふうに思います。

この均等割はゼロ歳の赤ちゃんにもかかるんです。これを改善すべきだというのは、立場を超えた一致点に今やなっています。

特に、子育て支援の観点からも、せめて所得のない子供の保険料の負担軽減という声が広がっているんです。

特別区長会は、東京都への平成三十一年度都の施策及び予算に関する要望の中で、国保運営の中心的な役割を担う都として、子供に係る均等割保険料の軽減や

多子世帯に対する保険料軽減策、これを求めています。

都は、これにどのように応えるのでしょうか。

○内藤福祉保健局長 先ほどもお答えした部分もございますが、国民健康保険は、国民健康保険法に基づく全国統一の制度でございます。

その制度上の課題につきましては、制度設計者である国が責任を持って検討すべきものと考えております。

都道府県、東京都におきまして、東京都が中心的な役割を担うと、そういうことから、まさに都は子育て世帯への経済的負担を軽減するための、国に対する均等割保険料軽減措置を講じるよう求めているものでございまして、こうした形で役割を果たしてまいりたいと考えています。

○和泉委員 国に対して要望しているということは、その必要性を認識しているということですね。全国知事会と連携して、国に要望していくというふうにお答えになりました。

その必要性を認識しているということによろしいでしょうか、知事、いかがですか。

○内藤福祉保健局長 先ほど来からご答弁させていただいているんですが、まさに先ほどご答弁したように、この制度自体は国の全国的統一制度でございます。

それに対して、その制度設計をどう考えるのか、これは国の責任でございます。

都といたしましては、まさに中心的な役割を果たすという意味を持って、国に対して軽減措置等をとるよう求めているものでございまして、これについては今後とも行ってまいりたいと考えております。

○和泉委員 必要性のないものを国に要望するはずがないのでね、必要だと思うから要望しているんですねということを私は知事にお伺いしました。

福祉保健局長、先ほど先回りして手を挙げられましたけれども、知事、改めて伺います。いかがですか。

○小池知事 ただいま局長がお答えしたとおりでございます。

○和泉委員 もう本当にこのぐらいきちんと答えてもらいたいと思いますよ。

必要でなければ要望しない、国の対応はもちろん私たちも必要だと思いますけれども、だからといって、都がやらなくていいということにもならないんじゃないでしょうか。区長会も、国と都の両方に子供の均等割の軽減を求めているんで

す。

この間、都は、国保の制度設計は国の責任、今も繰り返し答弁してはいますが、昨年の予算特別委員会では、国民健康保険法第七十五条を使えば、都も区市町村に補助できると答弁しているじゃありませんか。

この第七十五条による補助や公営国保の保険料の賦課、それから減免、これは法定受託事務ですか。それとも、自治事務ですか。

○内藤福祉保健局長 自治事務でございます。

○和泉委員 自治事務なんですから、自治体が法令の範囲で自主的に責任を持って処理できるんですよ。

住民の命、暮らしを支えるのは自治体の基本的な役割です。住民の命、暮らしを支える、その立場で、実際に独自に子供の均等割の軽減に踏み出す自治体は都内でもふえてきています。

自治体からも求められている、都民も高過ぎる保険料に苦しんでいる、都は国任せにせず、都としてできることをやるべきです。

せめて、子供の均等割保険料は軽減するべきではありませんか。

知事、いかがでしょうか。

○内藤福祉保健局長 委員から重ねての子供の均等割保険料についてでございますが、一部自治体で減免等を行っているやのご指摘をいただきました。

この子供の均等割保険料については、法令では災害等の特別の理由や事情がある場合、区市町村の条例の定めるところによりまして、保険料、保険税を減免することができるかとされております。

子供の均等割の減免の必要性につきましても、各区市町村が条例に基づきまして、個々の世帯の状況を踏まえて必要と判断された場合、そうした対応をしているものと認識してございます。

○和泉委員 ですからね、特別の理由等がある、ここを援用して子供の均等割保険料の軽減に踏み出しているんですよ。区市町村は使えるあらゆる手だてを使って、住民の負担を減らそうと努力しているんです。

七十五条を使えば、東京都もその立場に踏み出すことができる、それが必要ではありませんかというふうに私は伺っているんです。知事、いかがですか。

○内藤福祉保健局長 再三繰り返しの答弁になりまして恐縮でございますが、この国民健康保険制度は、あくまでも全国統一の制度でございます。

その中で、都として都道府県という位置づけの中で何を果たしていくか、必要

な、もしも、先ほど出た均等割の軽減措置につきまして、それ自体が子育て世帯にとって経済的困窮している場合にとって、必要だと思っているからこそ国に対して措置の要望をしているわけございまして、これが東京都の中心的役割だと思っております。

○和泉委員 ですからね、必要だと思っているんだったら、七十五条で直接、東京都が区市町村を補助して、保険料の引き下げに足を踏み出さなさいということをしているわけですよ。

暮らしを守る、都民がひとしく医療を受ける権利を守る、その立場を貫いて子供の均等割保険料の負担軽減など、都としてでき得る手だてをちゃんととるべきだと思います。

地方自治体は住民の福祉の増進を図ることが基本なんですから、国保の重い負担を軽減するという点でも、その役割を都はしっかり果たしていただきたい。改めて求めておきます。

私は、この間、国保料滞納者への対応について、繰り返し常任委員会でも、この予算特別委員会でも取り上げてきました。

昨年の予算特別委員会でも、福祉保健局長は保険料の滞納処分については差し押さえの禁止、あるいは執行停止等が規定をされており、都は、保険料の収納事務に係る区市町村職員向けの研修等を通じて、滞納処分に関する法令の規定や判例等について周知をしておりますと答弁をされました。

改めて、その内容について確認をしておきたいと思いますが、国は生活を窮迫させるおそれがある場合、滞納処分の執行を停止する、納付相談を行い、分納の相談などきめ細かな対応、これを周知していると国会で答弁しています。

この内容について、都は、区市町村にどのように指導しているのでしょうか。

○内藤福祉保健局長 都は、滞納者に対する督促や納付相談、財産があるにもかかわらず保険料、保険税を納付しない場合の差し押さえ、滞納処分の執行停止等の滞納整理事務が適切に行われるよう、区市町村の職員に対しまして、テーマ別研修や実地支援を行うなど、国が示した徴収業務におけます留意事項等を初め、必要な知識の習得を支援してございます。

○和泉委員 けれども、実際には差し押さえはふえているのが実態なんです。

国会答弁の内容がきちんと周知されているのか疑問を持たざるを得ません。住民の生活を追い詰めない対応の徹底を改めて強く求めておきます。

さらに都は、これまでも区市町村が新規で差し押さえを行った件数などに応じて交付金を交付し、差し押さえをおおってきました。

私はこのようなことに調整交付金を使うのはやめるべきだと繰り返したできてきましたが、今年度の国保交付金、交付基準においてはどのようになっているでしょうか。

○内藤福祉保健局長 都は平成二十九年度まで保険料の収納率の実績や差し押さえの実施状況等の基準に基づきまして、都調整交付金の一部を交付し、区市町村の収納率向上の取り組みを支援してまいりました。

今年度からの制度改革に伴いまして、国は都道府県及び区市町村の医療費適正化や、収納率向上の取り組み等に応じて交付金を交付する、保険者努力支援制度を創設したところでございます。

この制度では、区市町村の収納率が全国上位であることに加え、区市町村が収納対策として、滞納者が再三の督促等にもかかわらず、納付に応じない場合に差し押さえ等の滞納処分を行う方針を定めることなどが評価の対象となっております。

こうした国の制度や区市町村の収納対策の状況等を踏まえまして、今年度から、差し押さえ件数等に応じた基準を廃止するなど、交付基準の一部を見直したところでございます。

○和泉委員 要するに廃止したということで、この点は重要だと思います。

一方で、収納率に応じた交付は引き続き行われており、是正が必要だと思います。

一人一人の生活実態に即して丁寧に対応すること、何よりも住民の生活を支えるという立場で対応することこそ自治体に求められています。都がこの立場にしっかり立つことを求めておきます。

国庫負担率の問題です。

東京都は、国保について制度設計は国だと繰り返すわけですがけれども、では、国への意見も十分なものを出しているかということを持たせていきたいというふうに思います。

国保は医療費が高い高齢者や失業者など低所得の世帯が多いという構造的問題を持っているということは、先日の代表質問で知事も答弁なさいました。

高い医療費を低所得の方々の保険料で賄おうとすれば、負担が高過ぎるものになるということです。

事業主負担分がないわけですから、国保を根本的に持続可能なものにするためには、公費で相当程度賄う必要がある、ここが大事なんです。だからこそ、全国

知事会も国庫負担率の引き上げを要望しています。知事は、これをどのように認識しているでしょうか。

○小池知事 全国知事会のお話がありました。

全国知事会では、国に対して医療保険制度間の公平、そして今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、さまざまな財政支援の方策を講じるように求めているところでございます。

今、ご指摘の国の定率負担の引き上げについても、こうした方策の一つとして挙げられる、このように認識をいたしております。

○和泉委員 私は方策の一つだという認識は余りにも軽い扱いだというふうに思います。

構造的問題があるということは、特別の理由のある保険者だけが大変だということではありません。

だから全体の引き上げになる国の定率負担の引き上げ、これが必要なんです。都も全国知事会と連携するといふのであれば、国の国庫負担の引き上げが必要だという立場に立つべきです。知事、いかがですか。

○小池知事 先ほど答弁をした要望と同様に、都といたしましても国に対して、この制度改革後も引き続き制度の運営状況を検証した上で必要な措置を講じるように、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図る、このように要望をいたしております。

○和泉委員 知事会は被保険者の負担が限界に近づいているとまでいったんです。根本的な見直しが必要なのは明らかです。

都民の命、暮らしを守る立場に立って、制度の持続可能性を探れば、国の定率負担分の引き上げはどうしても必要だと思いませんか。

この立場に立って、国に国庫負担引き上げこそ必要だと求めるべきではありませんか。知事、いかがですか。

○小池知事 先ほどお答えしたとおり、国に要望をいたして、全国知事会とともに国に対しての要望を行っているところでございます。

○和泉委員 私は国の定率負担分の引き上げ、これが必要だという立場で国に求めるべきではありませんかというふうに伺いました。

改めて、もう一度聞きます。知事、いかがですか。

○小池知事 先ほどご答弁したわけでありましたが、国に対しては今般の制度改革後も引き続き制度の運営状況を検証、そして、その上で必要な措置を講じるように、また今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の強化を図るよう要望をいたしております。

改めて、お答えいたしましたところでございます。

○和泉委員 国保制度が抱える構造的矛盾を解消するための、最も根本的な課題である国の定率負担分引き上げ、ここについては結局、言を左右にしてうやむやな答弁しかしない。国庫負担引き上げが必要だということは一言も答弁をされな

いんですよ。
区市町村に対しては、国に求められるまま、一般会計からの繰り入れを減らすことを求める、これは保険料を値上げしなさいということです。都民の暮らしの実態が見えてないといわざるを得ません。

国保事業の運営に中心的な役割を担うことになったのであれば、都民の命、暮らしを守る立場に立って、ふさわしい役割を果たすべきだということを強く求めておきます。

次のページ >> [1](#) [2](#) [3](#) [4](#) [5](#)

★[インデックスへ戻る](#)

都政に関するご意見・ご要望をお寄せください

Copyright(c)2016 日本共産党東京都議会議員団

〒163-8001
東京都新宿区西新宿
2-8-1
TEL : 03-5320-7270
FAX : 03-5388-1790

▼ リンク

- 東京都
- 東京都議会
- 組織・各局のページ
- 「都議会のはなし」
- 条例・規則集
- 都議会のあらまし
- 相談・窓口案内
- 都議会議事堂案内図
- 電話番号一覧
- 議員名簿
- 情報公開の窓
- 本会議の予定
- あなたの声をお寄せください
- 委員会名簿
- 都民情報ルーム
- 本会議の会議録
- 東京都刊行物目録
- 委員会の速記録

◆中央社保協国会行動スケジュール案

署名（25条署名、介護署名、後期高齢二割負担反対署名）提出行動院内集会
スケジュール案

- ・日時 5月22日(水) 10時半～15時(予定)
- ・場所 参議院議員会館講堂
- ・主催 中央社保協、東京社保協、全労連、民医連、高齢期運動連絡会
- ・内容 10時開場 入館証渡し(社保協)
進行(社保協)
10:30 開会(高齢期運動連絡会)
10:40 学習講演
「消費税増税ストップと医療改悪(仮)」
講師 本田宏先生
11:40 質疑
50 講演終了 休憩
12:00 署名提出行動 進行(社保協)
国会議員あいさつ(随時挨拶)
署名提出
※3団体からそれぞれ提出者を
参加者発言(東京社保協、高齢期運動連絡会、全労連、
民医連など)
議員要請行動説明(民医連)
※各団体、社保協ごとにそれぞれで要請
13:00 閉会(全労連)
※昼食をはさんで、国会議員要請行動
※行動報告書を提出して流れ解散
議員会館ごとに人を配置し報告書を受け取る
衆議院第一議員会館(社保協)
第二議員会館(民医連)
参議院議員会館(全労連)
15:00 終了予定

◆提出行動への参加について、国会議員回りを15日(水)の定例国会行動日に
計画予定。